

平成22年 9月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第十三号

平成二十二年九月二日（木曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	田中優子
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	市川康憲
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
----	------

政策企画課長	小田桐庸文
--------	-------

財政課長 岩本 康

広報広聴課長 久末佳枝

研修調査室

室長 野澤 永

次長 小野村登

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

人事課長 尾崎眞也

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

施設営繕担当部

施設営繕第二課長 木下あかね

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

(1) 第三回定例会提出予定案件について

- ① 平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）
- ② 平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第一次）
- ③ 平成二十二年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第一次）
- ④ 平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第一次）
- ⑤ 平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第一次）
- ⑥ 平成二十二年度世田谷区中学校給食費会計補正予算（第一次）

⑦ 世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

⑧ 世田谷区立上北沢小学校改築工事請負契約

⑨ 世田谷区立上北沢小学校改築電気設備工事請負契約

⑩ 世田谷区立上北沢小学校改築空気調和設備工事請負契約

⑪ 世田谷区立烏山北小学校改築工事請負契約

⑫ 世田谷区立烏山北小学校改築電気設備工事請負契約

⑬ 世田谷区立烏山北小学校改築空気調和設備工事請負契約

⑭ 仮称世田谷区営玉川四丁目アパート新築・世田谷区立玉川保育園改築工事請負契約

〔認定〕

① 平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定

② 平成二十一年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定

③ 平成二十一年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定

④ 平成二十一年度世田谷区老人保健医療会計歳入歳出決算認定

⑤ 平成二十一年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定

⑥ 平成二十一年度世田谷区中学校給食費会計歳入歳出決算認定

〔報告〕

① 平成二十一年度世田谷区財政健全化判断比率について

② 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立芦花小学校・芦花中学校校舎解体工事）

③ 議会の委任による専決処分の報告（治大夫橋架替工事）

④ 平成二十二年四月分例月出納検査の結果について

⑤ 平成二十二年五月分例月出納検査の結果について

⑥ 平成二十二年六月分例月出納検査の結果について

⑦ 平成二十二年七月分例月出納検査の結果について

(2) 平成二十三年度予算編成及び組織・職員定数の基本方針について

(3) 平成二十二年度都区財政調整区別算定の結果について

(4) 「政策点検方針」に基づく施策事業の点検の実施について

(5) 「世田谷区における外郭団体改善の取組み推進状況（平成二十一年度実績）

案」について

(6) 区ホームページのトップページの変更等について

(7) 平成二十二年度区民意識調査の結果について

(8) 平成二十二年国勢調査の実施について

(9) 「債権管理重点プラン」の推進状況について

(10) その他

## 2. 協議事項

(1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

-----

○宍戸 委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

最初に、1 報告事項の聴取に入ります。

(1) 第三回定例会提出予定案件について、①平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）から⑥平成二十二年度世田谷区中学校給食費会計補正予算（第一次）まで一括して、理事者の説明を願います。

◎金澤 政策経営部長 それでは、提出予定議案の①から⑥までの六件の補正予算案についてご説明をさせていただきます。

お手元に平成二十二年度補正予算(案)概要を配付させていただいておりますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。一ページをごらんください。このたびの補正額の計は七億一千七百万円となっております。内訳でございますが、その下に記載のとおり、一般会計が二億五百万円、特別会計が五特別会計を合わせまして五億一千二百万円となっております。それぞれの特別会計の内訳は記載のとおりとなっております。

なお、本補正予算案につきましては、既に委員の皆様方にご説明をさせていただいているところでございますので、詳細については説明を省略させていただきたいと思っております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは続いて、⑦世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例改正の主旨ですが、地方分権一括法等に基づく国の地方分権推進策によりまして、平成十六年四月に国から譲与を受けた公共用財産のうち、いわゆる畦畔であった土地で、その占有者が時効援用を主張すれば取得時効の成立が見込まれるものにつきまして、当該土地を占有者に譲与できる仕組みを設けるため、条例の一部を改正する

ものです。

2に考え方を記載させていただいております。経緯といたしまして、旧畦畔につきましては、その所有権の取得時効に係る訴訟が提起され、当該案件につきましては、最高裁の上告却下等により区側の敗訴が確定いたしました。国から譲与を受けた土地も貴重な区有財産であり、これを適正に管理しなければならないのは当然でございますが、一方、裁判の結果を踏まえますと、同様の結論となることが想定される事例については、区、相手方双方ともに訴訟遂行に伴う社会経済上の損失を回避し、訴訟に至らない段階で問題进行处理することが合理的であります。このため、旧畦畔で取得時効の成立が見込まれるものにつきまして譲与することができる新たな仕組みを構築しようというものでございます。

改正条例の内容でございます。(1)に基本的な考え方ということで、1)対象となる土地、裏面、2)譲与の要件とございます。

まず対象となる土地でございますが、新たな仕組みによる譲与の対象となる土地は、国から一括して譲与を受けた土地のうち旧畦畔に係るものといたします。

なお、一括で譲与を受けた財産には、いわゆる赤道、水路といった土地もございませうが、これらについては大部分はその機能を有しており、本条例の対象から除外することといたします。

裏面をおめぐりください。譲与の要件といたしまして①、②の二点を定めてございます。

まず①といたしまして、当該土地につきまして、占有者が主張すれば取得時効の成立が見込まれる状況にあることとして、アからエまでの四つの要件をいずれも満たしていることを要件といたします。また、②といたしまして、当該土地につきまして、道路事業やまちづくり等の他の用途による活用の見込みがなく、区としてその用途を廃止したものであることを要件としてございます。このいずれの要件も満たしている

場合に譲与することができるとするものでございます。

改正条例案を別紙として添付してございます。条例に第三条の二を追加してございます。条例中、本文につきましては、いわゆる取得時効の要件について記載がございまして、(1)、(2)とございますが、これはいわゆる畦畔を特定するための規定となっております。

4 譲与手続でございますが、譲与を受けようとする区民の申請に基づきまして、譲与の可否を審査いたします。

参考として流れ図をつけてございます。譲与を受けようという区民の方からの事前相談を受けまして、申請書類を提出していただき、書類審査をいたします。これにつきまして、通常、現在もある会議でございますが、財産処理検討会議を月二回開催してございますが、こちらで内容を審議いたします。こちらで要件に適合する形になった場合には左側の流れになります。真ん中に専門家とございますが、弁護士の意見をちょうだいいたしまして、適合ということであれば譲与の手続に流れていく、こういう形でございます。真ん中と右側に不適合、疑義ありとございますが、これにつきましては、その下に（仮称）無償譲与判定会というものを記載してございますが、これは不定期開催でございますけれども、弁護士等専門家を交えた判定会で検討いたしまして可否を決定するというを想定してございます。適合の場合には左側の流れに、不適合となった場合には不適合通知、この場合には売却・不法占用対策・訴訟等という形になることが想定されます。

5に戻っていただきまして、今後のスケジュールでございますが、本日、企画総務常任委員会、あす都市整備常任委員会にあわせ報告させていただきまして、第三回定例会にご提案申し上げたいと考えております。改正条例の施行日は二十三年一月一日を予定しております。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆[菅沼](#) 委員 水路の場合ですが、ほとんどが使われているんですけども、結局、地図上の水路というのもありますよね。それは全然手をつけないということなんですか。

◎岡田 経理課長 今回、この新たな仕組みによりまして、条例によりまして簡易な手続で譲与ができる仕組みをつくらうというものでございます。赤道や水路につきましては、従前どおり、それぞれ個々の案件ごとに検討いたしまして、場合によって訴訟、あるいはご議決いただいて譲与する、このような流れになろうかと思っております。

◆市川 委員 言葉の意味についてちょっと教えていただきたいんですが、一つは、この主旨の中で一番下の段に「世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等」と書いてあるんですけども、この譲与については、この図の中にもあるように無償で譲与するという意味も含まれているわけですね。逆に有償で譲り与えることもあり得るのかもしれないけれども、この譲与という言葉の範囲というんでしょうか、意味。

それから、次に無償貸付という言葉が出てくるんですが、無償で貸し付けることが決まった場合に、永久貸し付けということであれば別でしょうけれども、貸し付けですから、期限というものが当然設定されると思うんですね。この貸し付けについては無償とここに出ていますけれども、有償で貸し付けることもあり得るのか。この点の譲与、そして無償貸付ということについてもう少し詳しく説明していただけますか。

◎岡田 経理課長 譲与という言葉でございますが、無償で譲渡することが譲与という法律用語になってございます。ですから、譲与とは無償で譲渡することを意味します。また、今貸し付けとございましたが、例外はございますが、基本的に行政財産は貸し付けができないということになってございます。この条例では普通財産の貸し付



けについて規定してございまして、普通財産につきましては有償でも無償でも貸し付けることができます。この条例では貸し付けにつきましては、幾つかの条件に当てはまる場合には無償、あるいは時価よりも低い貸付料で貸し付けることができるということで規定しているところでございます。

◆市川 委員 要するに有償で貸し付けることもあり得るという理解でいいわけですね。

あと、貸し付けるわけですから、当然期限設定というんでしょうか、ある程度の年数が来た場合に、それをもう一度契約し直すのかどうか知りませんが、そういうような考え方はないんですか。

◎岡田 経理課長 貸し付けにつきましては、これはいわゆる民民の財産の賃貸借あるいは定期賃貸借というようなことになるケースと、それから、無償であれば使用貸借ということになるわけですが、これにつきましては期限についてはさまざま、特に何年にしなければいけないということは、賃貸借あるいは定期賃貸借、それぞれ民法上の規定での年限はございますが、その中で自由に設定できるということになります。

◆市川 委員 ということは、要するにケース・バイ・ケースという形で、相手さん、区民との間で決めればよいという、こういう話になるわけですか。

◎岡田 経理課長 そのとおりでございます。

-----

○宍戸 委員長 それでは次に、⑧世田谷区立上北沢小学校改築工事請負契約から⑩世田谷区立上北沢小学校改築空気調和設備工事請負契約の三件について一括説明願います。

◎岡田 経理課長 それでは、世田谷区立上北沢小学校改築工事請負契約、同小学校改築電気設備工事請負契約、同小学校改築空気調和設備工事請負契約の三件につきましてご説明させていただきます。

上北沢小学校につきましては、平成十八年度に実施しました耐震診断結果を踏まえまして、施設の耐震化と教育環境の整備を図るため全面的に改築することとしたものでございます。今ご説明申し上げます三件は、いずれも予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、「世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」二条に基づきまして、議案として提出させていただくものでございます。

まず改築工事請負契約についてご説明申し上げます。

入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は十五億九千六百二十一万二千百円。落札者は白井・高野建設共同企業体で、契約金額は十五億六千百三十五万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。なお、工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

次に、工事概要ですが、まず添付図面の一ページをごらんください。文字が小さくて申しわけございません。鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上四階建てで、延べ床面積が七千四百二十九平方メートル余りとなっております。

添付図面の二ページに配置図がありますので、ごらんください。学校敷地の南北に水路がありますが、これを避けながら、校庭の北側に西校舎、東校舎、南西側に体育館を配置してございます。

三ページが改築校舎一階の平面図となります。

四ページが二階の平面図でございます。

五ページが三階平面図でございます。

六ページが四階平面図と屋上階の平面図となります。

七ページが立面図でございます。

本文の裏面をごらんください。入札経過調書を添付してございます。この入札は、六つの建設共同企業体による入札となりました。その結果、二番目に記載の白井・高野建設共同企業体が落札したものでございます。落札率は九七・八一%となります。

続きまして、上北沢小学校改築電気設備工事請負契約についてご説明申し上げます。

本件は、同小学校の改築に伴いまして電気設備工事を行うものでございます。

入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は一億八千八百三万四千元、落札者は米沢・大新建設共同企業体で、契約金額は一億七千八百五十万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。

本文裏面に入札経過調書を載せてございます。この入札は、七つの建設共同企業体が参加表明されましたが、一つの共同企業体が辞退され、六社による入札となりました。その結果、七番目に記載の米沢・大新建設共同企業体が落札したものでございます。落札率は九四・九二%となります。

続きまして、上北沢小学校改築空気調和設備工事請負契約についてご説明申し上げます。

本件も同小学校の改築に伴いまして空気調和設備工事を行うものです。

入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は二億三千六百七十五万四千元、落札者は温調・コートダジュール建設共同企業体で、契約金額は二億三千三百十万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。

裏面ですが、参考に入札経過調書を添付してございます。この入札は、五つの建設

共同企業体が参加表明をされました。そのうち一共同企業体が同日落札の他案件を落札したため無効となり、四つの建設共同企業体による入札となりました。その結果、四番目に記載の温調・コートダジュール建設共同企業体が落札したものです。落札率は九八・四五％となります。

以上三件、ご説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

-----

○宍戸 委員長 次に、⑪世田谷区立烏山北小学校改築工事請負契約から⑬同小学校改築空気調和設備工事請負契約の三件について一括説明願います。

◎岡田 経理課長 それでは、世田谷区立烏山北小学校改築工事に関する請負契約三件について、続けてご説明申し上げます。

世田谷区立烏山北小学校につきましては、平成十八年度に実施した耐震診断結果を踏まえまして、施設の耐震化と教育環境の整備を図るため、全面的に改築することとしたものでございます。本件から三件は予定価格がいずれも一億八千万円以上の工事請負契約であることから、条例に基づきまして議案として提出させていただくものでございます。

まず烏山北小学校改築工事請負契約でございますが、入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は十五億二千三百五十七万一千円、落札者は大明・太平建設共同企業体で、契約金額は十四億八千九百九十五万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。工期が二十三

年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

次に、工事の概要でございますが、添付図面の一ページをごらんください。鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上三階建てで、延べ床面積が七千二百六平方メートル余りとなっております。

添付図面の二ページをごらんください。配置図となっております。校庭と既存体育館の北側に改築校舎を二棟の校舎をつなぐ形で配置してございます。

三ページが改築校舎の一階平面図となります。

四ページが二階平面図でございます。

五ページが三階平面図でございます。

六ページが屋上階の平面図でございます。

七ページが立面図でございます。

本文裏面にお戻りいただきまして、入札経過調書を添付してございます。この入札は、六つの建設共同企業体に参加を表明されました。そのうち一つの建設共同企業体が同日開札の他案件を落札したため無効となり、五つの建設共同企業体による入札となりました。その結果、四番目に記載の大明・太平建設共同企業体が落札したものです。落札率は九七・七九%となります。

続きまして、烏山北小学校改築電気設備工事請負契約についてご説明申し上げます。

本件は、同小学校の改築に伴いまして電気設備工事を行うものでございます。

入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は一億八千六百八十万五千五百円、落札者は大雄・宮崎建設共同企業体で、契約金額は一億七千七百四十五万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。

本文裏面に入札経過調書を載せてございます。この入札は、六つの建設共同企業体に参加表明をされましたが、そのうち一つの建設共同企業体が同日開札の他案件を落

札したため無効となり、五つの建設共同企業体による入札となりました。その結果、三番目に記載の大雄・宮崎建設共同企業体が落札したものでございます。落札率は九四・九九%となります。

続きまして、烏山北小学校改築空気調和設備工事請負契約についてご説明申し上げます。

本件は、同小学校の改築に伴いまして空気調和設備工事を行うものです。

入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は二億四千三百十五万九千円、落札者は大橋・杉田建設共同企業体で、契約金額は二億三千九百四十万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。

裏面をごらんください。参考に入札経過調書を添付してございます。この入札は、五つの建設共同企業体による入札となりました。その結果、二番目に記載の大橋・杉田建設共同企業体が落札したものです。落札率は九八・四五%となります。

以上三件、ご説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたらお願いいたします。

◆竹村 委員 同日に他案件を落札して無効になるというケースについてちょっと教えていただきたいんですが、要は、複数の案件があったときに、こちらを生かしてそちらを無効にするというようなことをどうやって調整しているんでしょうか。

◎岡田 経理課長 いわゆる落札制限というものでございますが、大規模な工事におきましては、工事の的確な施工を確保するために、専任の技術者を置くなど、建設業法で万全な施工体制をとるように求められているところです。

こうした大規模工事を同日開札する際に、複数工事を落札することによりまして施工体制が不十分になることを回避するために、予定価格二千万円以上の工事につきま

してこうした制限を設けてございます。具体的には、あらかじめ予定金額の大きい順に開札順番を決めておきまして、早い順番の案件を落札した事業者につきましては、次の案件の開札時に無効とする、こういう運用をしてございまして、これは入札公告の際に明示してございます。

◆すがや 委員 さっきの上北沢小の件も含めてなんですが、基本的なことを私も教えてもらいたいんですけれども、上北沢小とこっちの烏山北小を見ると、教室の数とかは烏山北小のほうが全然多いんですけれども、予定価格の積算の中では烏山北小のほうが低いんですよ、それは何でなんですか。電気関係とかもそうなんですけれども。

◎木下 施設営繕第二課長 烏山北小学校の場合は、既存の体育館が昭和六十三年にできたものですので、これは既存のまま使うということにいたしました。上北沢小学校は体育館も含めて新築というか改築を行うことになりましたので、こういう結果になっております。空調の工事に関しましては、教室数が多い烏山北小学校のほうが金額が高くなっております。

◆すがや 委員 わかりました。

あと、烏山北小の校庭はまた芝生化するんですか。

◎木下 施設営繕第二課長 改築した後も、また校庭はほとんどの範囲を芝生化する予定になっております。

◆すがや 委員 じゃ、それはまた別の予算でということなんですね。ここでは出てきていないんですね。

◎木下 施設営繕第二課長 別途工事といたしまして、校庭整備工事は改築が終わった後に予定してございまして、その中で工事をする予定になっております。

◆ 菅沼 委員 芝生化というのは、その学校の父兄だとかあれがやるもので、それは区が決める話じゃないんじゃないの。

◎岡田 経理課長 教育委員会といたしましては、学校の芝生化については基本的に進めていきたいという方針でございますが、基本構想をまとめる際に、学校、PTA、地域の方たち、皆様の意見を聞きながら基本構想をまとめてまいりますので、その中でどの範囲を芝生化するかというようなことを決定している、こういう形で聞いてございます。

◆ 菅沼 委員 お願いなんだけれども、今までだって烏山北小は何百万円と使っていて、それがペアでしょう。それで、東京都のほうの環境の補助金をもらってやっているわけだから、その辺の税金の使い方というのはきっちりやってくださいよ。ただ補助金でもらえるからつくればいいという話じゃないというふうに思います。よろしくをお願いします。

◆ 桜井 委員 契約の落札率なんだけれども、烏山北小も上北沢小も電気設備工事と空気調和設備工事の落札率でそれぞれが〇・〇二%とか〇・〇七%とか、どっちの案件も落札率がほとんど同じ値で、同じような業者が全部そろっているから、どっちの工事にしても落札率がちょうどぴったり合うようにとったのかなという感じがする。改築工事であれば落札率が九七・八%の前後で、どっちの工事にしても落札率が細かくきれいに合っているんだけれども、これはどう見たらいいかな。

◎岡田 経理課長 私ども予定価格二千万円以上の工事につきましては予定価格を事前に公表させていただいております。その予定価格を見ながら、各事業者さんのほうで積算をされた結果だというふうに認識してございます。

-----



○宍戸 委員長 次、⑭仮称世田谷区営玉川四丁目アパート新築・世田谷区立玉川保育園改築工事請負契約について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 それでは、仮称世田谷区営玉川四丁目アパート新築・世田谷区立玉川保育園改築工事請負契約についてご説明いたします。

本工事につきましては、区立玉川保育園を併設した都営玉川母子アパートを東京都から移管受け入れしたことに伴いまして、老朽化した施設を全面的に建てかえ、高齢者等の居住を確保するとともに、保育待機児解消に向けまして、保育園の定員を四十五名から百名程度に拡大しようというものでございます。

本件につきましても予定価格一億八千万円以上の工事請負契約ということで、条例に基づきまして、議案として提出させていただくものでございます。

入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は三億九千四百二十八万五千五百円、落札者は株式会社山福建設で、契約金額は三億七千二百五十九万二千五百円です。

工期は平成二十三年十一月十八日で、支出科目は記載のとおりです。なお、工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

工事概要ですが、仮称区営玉川四丁目アパートは、三階建てで、住戸二十二戸を整備いたします。また、区立玉川保育園につきましては、一階部分に一歳児から五歳児までを受け入れる施設整備を行います。

添付図面の一ページをごらんください。建物は、鉄筋コンクリート造、地上三階建てで、延べ床面積が千八百十四平方メートル余りとなっております。

添付図面の二ページに配置図がありますので、ごらんください。色がついているところが住宅及び園舎となりまして、一階部分が主に保育園、二・三階部分を住宅とし、住戸の入り口と保育園入り口を別にとってございます。

三ページが一階の平面図となります。

四ページが二階の平面図です。

五ページが三階の平面図です。

六ページが屋根の平面図でございます。

七ページが立面図でございます。

本文裏面に入札経過調書を添付してございます。この入札には十二社から参加表明がありましたが、一社が辞退、三社が同一日開札の他案件を落札したために無効となりまして、八社による入札となりました。その結果、十二番目に記載の株式会社山福建設が落札したものでございます。落札率は九四・四九%となります。

ご説明は以上でございます。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

-----

○穴戸 委員長 それでは次に、認定に入ります。

①平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定から⑥の同中学校給食費会計歳入歳出決算認定まで一括説明を願います。

◎金澤 政策経営部長 お手元に平成二十一年度決算概要の速報版を配付させていただいております。決算につきましては、ご案内のとおり、第三回定例会の決算特別委員会にてご審議をいただく予定となっておりますので、内容につきましては、その際にご説明をさせていただきたいと存じます。したがいまして、本日は説明を省略させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宍戸 委員長 ただいまお話がありましたように、本六件については決算特別委員会での審議となりますので、よろしくお願いいたします。

-----

○宍戸 委員長 それでは次に、報告に入ります。

①平成二十一年度世田谷区財政健全化判断比率について、理事者の説明を求めます。

◎岩本 財政課長 平成二十一年度世田谷区財政健全化判断比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律というものが平成十九年に成立しております。十九年度決算からご報告を申し上げ、今回が三回目となります。この法律の三条に基づきまして、監査委員の意見を付して議会に報告するとされていることから、今回ご報告をするものでございます。

まず、1 平成二十一年度世田谷区財政健全化判断比率で四つの健全化判断比率をお示ししてございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字がないことから、横棒の表示となっております。実質公債費比率につきましては一・一％となりました。将来負担比率につきましても、将来充当可能財源が将来負担額より大きいということで、数字が出ないということから横棒としてございます。

2 算出根拠等でございます。①の実質赤字比率につきましては、箱書きの中が計算式となるわけですが、下の文章に書いてございますとおり、実質収支が二十一億円余りの黒字だったことから、マイナスの数値となったものでございます。

②の連結実質赤字比率につきましても箱の中に計算式がございませうけれども、これは特別会計と一般会計を合わせた会計の赤字となりますが、これにつきましても記載のとおり約五十一億円の黒字であるため、計算結果がマイナスとなっているものでございます。

裏面をごらんください。実質公債費比率でございます。これにつきましては、公債

費及び公債費に準ずる経費、債務負担等でございますが、これが標準財政規模に対してどの程度の比率となるかをあらわす過去三カ年の平均となっております。箱書きの下の文章に三カ年の平均ということで、三カ年それぞれのパーセントを記載してございます。平成十九年度が二・五％、平成二十年度が〇・八％、平成二十一年度が〇・一％と年々減少してございます。これは区債の元利償還金、区債残高が減っていること、また、計算式にございます将来にわたる元利償還金等に係る基準財政需要額算入額といった、これは総務大臣が示す額でございますが、これが増加しているということから、大きく減少しているということになってございます。

④将来負担比率でございます。これは地方債残高のほかに一般会計等が将来負担すべき実質的な負債、箱の下の文章で記載をしてございますが、退職手当負担見込み額、一部事務組合等が起こした地方債の返済に係る負担金等といったものが将来負担額となりますが、これを箱書きの中の計算式に基づいて計算いたしますとマイナス八四・五％と、充当可能財源が将来負担額を上回っているといった結果でございます。

その下、参考に世田谷区に適用される早期健全化基準等を記載してございます。指標のうちいずれかがこの数字を超えた場合、早期健全化団体もしくは財政再建団体として、議会の議決を経て健全化計画等を立てなければならないといったものでございます。世田谷区の場合につきましては、いずれもこうした基準値を大きく下回っている状況となっているものでございます。

報告は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いします。

◆竹村 委員 今、最後にご説明いただいた、世田谷区に適用される基準はこうですというご説明で表が示されていますけれども、その下に本則が三〇％というふうに書

かれています。これは世田谷の場合、この本則と違って、こういう数値になる  
ということの理由を教えてください。

◎岩本 財政課長 一つは、都道府県と、あと市町村、規模別で基準の数値が違って  
ございます。例えば市町村の将来負担比率でございますが、三五〇%とかと書いてご  
ざいます。都道府県及び政令市は、ここは四〇〇%となっております。やはり都  
道府県、政令指定都市等は、都市基盤整備等を踏まえ、将来負担比率が高く出る傾向  
があるといったことから、自治体の規模に応じて率を変えているといった状況で、世  
田谷区に適用される基準はこれだということでございます。

-----

○穴戸 委員長 次に、②議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立芦花小学  
校・芦花中学校校舎解体工事）について、理事者の説明を願います。

◎岡田 経理課長 議会の議決を得た契約に係る議会の委任による専決処分につい  
てご報告いたします。

契約件名は世田谷区立芦花小学校・芦花中学校校舎解体工事です。

本件工事につきましては、平成二十一年第四回区議会定例会におきまして、株式会  
社内村工業を相手方とし、契約金額一億六千七百七十九万円とする契約内容でご議決  
をいただきまして、平成二十一年十二月七日に請負契約をしたものでございます。

本件工事の途中におきまして契約金額の変更を行う必要が生じたため、議会の委任  
による専決処分を行いましたので、ご報告をさせていただくものでございます。変更  
後の契約金額は一億七千二百六十八万三千円でございます。

4に変更理由の記載がございます。変更の理由ですが、本工事におきまして、最終  
工程のくい引き抜きの掘削の際に、廃止水路敷、小中学校の浄化槽などの地中障害物  
の存在が確認されました。今後進める改築校舎の新たな基礎を設けるのに支障がある

というふうに判断できたため、当該地中障害物を撤去処分する工事を追加することといたしまして、契約金額の変更を要したものでございます。

専決処分日は、平成二十二年七月一日です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆市川 委員 要するにこの掘削の際に廃止水路敷だとか小中学校の浄化槽等の地中障害物が出てきたということなんですが、これはもともと調査書というのか、以前建てたときにこういう埋設物があるとか、そういうデータみたいなものは残っていないんですか。

◎岡田 経理課長 まず廃止水路敷でございますが、地下三メートルのところにありまして、これにつきましては、この工事の設計段階で確認をすることができなかった。それから浄化槽につきましても、過去に使用していた浄化槽等でございますが、これらについても区にある資料では設計時にその存在が確認できなかったということでございます。

◆竹村 委員 水路はそもそも区のものだったのかということを伺いたいんですが、本来、水路の設置者がきちんと撤去するという義務はないんでしょうか。これは区が負担をして、そのままになっている廃止した水路を撤去しないといけないのか、区がやる義務があるというか、そのあたりはどうなっているんでしょうか。

◎岡田 経理課長 この水路敷の部分でございますが、財産区分といたしましては、平成八年度に廃止して、教育財産として区の所有物になっていたものでございます。

-----

○宍戸 委員長 次に、③議会の委任による専決処分の報告（治大夫橋架替工事）について、理事者の説明をお願いします。

◎岡田 経理課長 議会の議決を得た契約に係る議会の委任による専決処分についてご報告申し上げます。

契約件名は治大夫橋架替工事です。

本件工事につきましては、日鋪建設株式会社を契約の相手方といたしまして、契約金額一億九千七百四十万円、工期を平成二十三年三月三十日までとして、平成二十一年八月二十一日に専決処分で請負契約を締結し、平成二十一年第三回定例会で専決処分の承認をいただいたものでございます。

本件工事の途中におきまして契約金額の変更を行う必要が生じたため、議会の委任による専決処分を行いましたので、ご報告させていただくものでございます。変更後の契約金額は一億七千九百九十七万三千百五十円です。

変更の理由でございますが、本工事につきまして、河川内の工事は十一月から五月の渇水期のみ制限されるという条件がございまして、車道部の築造を本年五月まで、歩道部の築造を本年十一月から来年三月までと、二期に分けて施工する計画としていたところでございますが、施工の状況を踏まえまして、周辺住民への影響等を考慮しまして再検討した結果、二期分を一度に施工することが可能になったことから実工期が短くなりまして、その結果、二期、それから増水期である六月から十月までの休工中に配置を予定しておりました交通誘導員が不要となるということが生じたため、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更したものでございます。

専決処分日は平成二十二年八月四日でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○宍戸 委員長 それでは次に、④から⑦の平成二十二年四月分、五月分、六月分、七月分の例月出納検査の結果について一括説明願います。

◎宮内 総務課長 平成二十二年四月分、五月分、六月分、七月分の例月出納検査の結果につきましては、告示日に議案とともに配付させていただきますので、よろしくお願いたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明のとおり、告示日に配付になりますので、よろしくお願いたします。

---

○宍戸 委員長 次に、(2)平成二十三年度予算編成及び組織・職員定数の基本方針について、理事者の説明を願います。

◎岩本 財政課長 平成二十三年度予算編成及び組織・職員定数の基本方針についてご報告申し上げます。

私からは、まずⅠの予算編成についてご報告を申し上げます。主に前年度との変更点に絞ってご説明をさせていただければと思います。

まず1「政策点検方針」——これは後ほど別途ご報告いたしますが——に基づき、全庁各部は聖域なき点検・検証に取り組み、必要な見直しを行った上で予算を要求することということで、「政策点検方針」に基づく全庁的な点検について、まず1に記載をしたところがございます。

次に、2の(1)でございます。政策経費につきましては、これは二十一年度決算状況及び二十二年予算状況等を踏まえ各部に提示するというところがございます、計



画を構成する事業の中で優先順位等を明確にさせていただく中で、提示額の枠内で目的にかなう成果の獲得を目指していただきたいということで通知をいたしました。

その下、(2)経常経費でございますが、二十三年度収支見通しに基づき、社会保障費等シーリングになじまない経費を除いた分に対しましてマイナスシーリングをかけまして、提示額を各部に設定させていただいたところでございます。

少し飛びまして、下の6でございますが、「実施計画・行政経営改革計画の見直しについて」に基づき、一層の財源確保に取り組むことということで、税外収入の取り組みについて記載をさせていただいています。(1)受益者負担について一層の適正化、(2)公有財産の有効活用による歳入の確保、(3)広告事業、ネーミングライツの活用、区有駐車場の有料化等に取り組むというお願いをしております。

裏面をお開きください。9外郭団体のところでございます。外郭団体につきましても、区の財政状況にかんがみ、区としては事務事業の見直し、また、マイナスシーリング等を行っている状況等を踏まえまして、団体の経費の節減に努めて効率的経営を徹底していただきたいということ、所管部を通じて指導していただきたいという内容を記載しております。

最後に、口頭となりますが、二十三年度の予算フレームでございますけれども、区税につきましては、二十二年度対比でさらに落ち込む見込みを持ってございます。一方、特別区交付金、財調につきましては、二十一年度が底ということで若干の増加を踏まえております。結果、現時点での来年度の予算フレームといたしましては、約二・五％のマイナス、マイナス六十億円ぐらいの予算規模を現在想定しているものでございます。

予算関係は以上でございます。

◎小田桐 政策企画課長 それでは、Ⅱ組織・職員定数について以降についてご説明をさせていただきます。

私からは、組織について、外郭団体につきましてご説明いたします。

組織につきましては、平成十八年四月に大幅な改正を行ったところでございます。その後、二十一年度の保健福祉領域の組織改正等に取り組んできたところです。二十三年度の組織改正におきましては、これまでの経緯等を踏まえまして、国の法改正等や区政の重点課題、緊急課題に対応する必要がある場合に限り対応を図ることとしてございます。(1)から(4)に記載のとおり点につきまして引き続き留意をした上で、組織について検討するというにしております。

次のページをごらんいただければと思います。4 外郭団体につきましては、外郭団体改善方針における人的支援、財政支援、そのあり方の方向性等を踏まえまして、派遣職員を初めとする人員体制の見直し、組織体制の簡素化に努めるよう指導徹底することということで、庁内に周知したところです。

5 組織・人員体制の検討につきましては、中長期的な目標を持った上で継続的な取り組みを前提にするということで二点挙げてございます。団塊の世代の職員の大量退職等職員構成の大きな変化を見据えた上で、効果的な組織・人員体制の構築に努めること、二点目としまして、全庁的に事業執行の徹底的な見直しを行った上で、内部事務も含めたアウトソーシング等を積極的に推進すること、以上の二点を項目として挙げてございます。

私からは以上です。

◎尾崎 人事課長 それでは、お戻りいただきまして、組織・職員定数についての2 職員定数について、3 所要人員についてご説明申し上げます。

まず2 についてでございますが、これは職員定数の基本方針として、限られた人材を今まで以上に効率的に活用していくために、重点課題には積極的に人材を投入していく一方で、民間等との役割分担の明確化、徹底的な事務事業の見直しなどを進め、さらなる職員定数の適正化を進めるものでございます。

3の所要人員につきましては、これは前述の職員定数の基本方針を踏まえまして、各部が来年度の所要人員を算出するに当たっての留意事項を(1)から(5)により記載しているものでございます。

説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

-----

○宍戸 委員長 それでは次に、(3)平成二十二年度都区財政調整区別算定の結果について、理事者の説明を願います。

◎岩本 財政課長 平成二十二年度都区財政調整区別算定の結果についてご報告を申し上げます。

二十二年度の区別算定につきましては、八月六日開催の都区協議会において決定したところでございます。記書きの下でございますが、基準財政需要額、基準財政収入額は記載のとおりでございます。その差し引き三百四十億二千七百九十四万円が世田谷区の普通交付金の当初算定結果となったものでございます。

裏面をごらんください。前年度、二十一年度対比で世田谷区の算定結果を記載してございます。上側の基準財政需要額でございますが、経常的経費が三十三億円余り減のマイナス二・七％、投資的経費につきましては九十七億円余り、三七・一％の減、基準財政需要額Aの欄でございますが、百三十一億三千七百万円ほど、マイナス八・七％の減となっております。二十三区全体の普通交付金を、二十二年度の場合、これは法人住民税の減収の関係でございますが、前年度対比で六百六十億円ほど減らさなければいけないということで、二十三区統一的に需要額を割り落としたといった結

果となってございます。

その下、基準財政収入額でございますが、一番上の欄の特別区民税が九十億円余りの減、マイナス九・一％といったものから、景気の動向を踏まえまして、利子割交付金等軒並み減となったものでございます。結果、基準財政収入額につきましては百十億円ほどの減、マイナス九・六％の減となっております。

一番下の欄、普通交付金でございますが、平成二十二年度当初算定は先ほど申し上げた三百四十億円余りでございます。これは、その右欄、昨年度の当初算定三百六十一億円と比べますと二十億七千六百万円ほどの減となっております。しかしながら、昨年はこの三百六十一億円の当初算定から年度途中で再調整を行いまして、結果、昨年度の普通交付金は二百九十二億円となりましたことから、昨年度の最終結果から比べますと四十八億円の増、また、当初予算では二百九十七億円を計上させていただきましたので、当初予算比で四十三億円の増といった結果となっております。

ご報告は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○宍戸 委員長 次に、(4)「政策点検方針」に基づく施策事業の点検の実施について、理事者の説明を願います。

◎小田桐 政策企画課長 私からは、「政策点検方針」に基づく点検の実施についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしてございます資料をごらんいただければと思います。本年七月の世田谷区政策検証委員会の提言を受けまして、すべての事業を対象とした「政策点検方針」を策定した上で、各部に通知したところでございます。今後、この方針に基づ

きまして、各部においては点検作業を行い、取り組み方針を立てるということになります。本年十二月を目途に、政策点検に基づく今後の取り組みとして整理し、改めて公表させていただく予定であります。

点検作業の内容でございますが、基本的な考え方といたしまして聖域なき点検を行う。必要な取り組みにその後着手した上で、二十三年度予算編成に反映させる予定でございます。この際、政策目的の達成を妨げないように留意することと、サービスの質の低下や不公平等が生じないというところに十分注意した上で点検を行うこととしてございます。

点検項目、(2)に記載の五点でございますが、施策事業の必要性、有効性、優先度、民間への移行、効率化と質の向上のバランスをとること、適正な利用者負担の導入、外郭団体の見直し、以上五点を項目としてございます。点検の対象は、先ほど申し上げましたとおり、全事業を対象としております。

取り組みの方向性でございますが、点検の後、各事業の課題に対する取り組みを整理いたしまして、二十三年度予算編成に反映させるものと二十四年度以降の中長期の課題とするものに分けて整理をすることとしております。その後、それぞれの事業について取り組みの方針を立てることとしてございます。

恐れ入りますが、裏面をごらんいただければと思います。③二十四年度以降の課題とするものにつきましては、二十三年度に予定しております、二十四年度を初年度とする新たな実施計画等の計画期間に沿って年次計画を立てていくことにしてございまして、これにより取り組みの手順と期間を明らかにすることとしてございます。

④でございますが、各部の点検結果報告をまとめまして、先ほど申し上げましたとおり、「政策点検に基づく今後の取り組み」として、改めてご報告させていただく予定でございます。

スケジュールをごらんいただければと思います。八月二十三日付で庁内に提示いた

しました。本日の常任委員会以降、第三回定例会、決算特別委員会、第四回定例会等におきまして、議会からもご意見をいただいた上で、十二月十五日、十六日の常任委員会では、それまでの検討状況を整理してご報告させていただいた上で、例年、十二月下旬に予算原案として予算編成状況をお示ししてございますが、それと時を合わせまして、政策点検に基づく取り組み案を公表させていただきたいと考えております。

最後、(5)実施計画、行政経営改革計画の取り扱いについてでございますが、それぞれ計画事業を構成する事業の中で個別事業につきまして、計画目標への影響度、費用対効果、そういったものを考慮しまして、優先順位をつけた上で、前年度までの実績を踏まえて年次別計画の再構築を図ることとしてございます。

別紙に詳細をつけてございますので、ごらんいただければと思います。表面が実施計画事業についてございまして、五点の項目を挙げてございます。優先順位をつけること、その優先順位に当たっては、計画目標、ねらい、費用対効果を考慮した上で優先順位をつけること。(3)としまして、効率性の観点から大幅な見直しを必要とするものにつきましては、中断を基本として、次の新しい実施計画策定に向けて見直しを検討すること。(4)としまして優先順位を踏まえた見直しでございますが、この際、年次別計画の見直しを行う中で、二十年度、二十一年度の実績並びに二十二年度見込みを踏まえた上で、二十三年度の最終年次計画事業の組み立てをすることにしてございます。

以上の検討によった結果で、二十三年度の計画事業については、各部に提示しました政策経費の枠内で組み立てるということを確認で載せてございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。行財政改善の取り組みについて大きく二本の柱をお示ししました。

一本目が税外収入の確保でございまして、具体的な取り組みとして五項目ございます。区有財産の有効活用、広告事業の充実、ネーミングライツの検討、利用者負担の

適正化、区有駐車場について有料化等の検討を行う、以上の五点につきまして、横断的な検討組織を立ち上げ、具体的な検討に着手したところです。

二点目の柱が補助金の見直しでございますが、既に運用してございますガイドラインに基づきまして徹底を図るとともに、期限が定められている補助金等につきましては、必要性、効果等を検証し、事業継続の判断を行うということで周知したところでございます。

本日お手元にお配りいたしましたA3の資料が概要版でございますが、ただいまご説明した内容が真ん中の上段から右下にかけまして記載してございます。その前提としまして、政策検証委員会を立ち上げた経緯、それから、検証の視点、提言の内容を整理したものが左側に記載してございます。

また、冊子のほう、「政策点検方針」本文をおつけしてございますが、表紙をめくっていただきますと、裏面に目次を記載してございますが、この構成になっております。方針策定に当たったの経緯としましては、社会情勢の変化に伴う区政の役割を認識した上で、すべての事業の点検を行うことという趣旨のことが書いてございます。

ページをめくっていただきまして、3点検対象事業でございますが、八ページになります。点検対象事業としましては、こちらのほうにすべての事業は聖域なき点検を行うということをやっておりますが、各点検項目、五項目に該当する典型的な事業を例示いたしました。ただ、これはあくまで例示でございますが、この事業だけが点検対象で見直しをするということではございません。改めてこの項目について具体的にどういった観点でどういった事業が該当するのかというようなことを例示として示し、各部で点検を行う際の参考にしていただくというものでございます。

最後に、一三ページ、一四ページのほうには世田谷区の財政状況を整理したものを載せてございます。一三ページのほうは基金残高、区債残高等に関する説明資料でございますが、二十三区の中で世田谷区がどういったポジションにいるかというところ

をお示ししたものです。

裏面、一四ページのほうは、主な歳入歳出の項目について、これまでの推移をグラフ化して載せてございます。検討を行うに当たって、これらを踏まえた上で、各部において点検作業を進めることにしてございます。

説明は以上です。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆田中 委員 今回、政策検証委員会の提言を受けてこういう施策の「政策点検方針」を出したということ自体は全然否定するものではないし、このとおりしっかりやっていただきたいと思うんですけれども、その前提となった政策検証委員会の提言ですよ。その政策検証委員会でやられてきたことは、議会の中の流れでは、恐らく世田谷版事業仕分けをやるべきだというような意見というのが出てきて、それを受けて、事業仕分けという言葉は使わないし、世田谷らしくやるのだということで行われたと思うんです。

うちの会派では大庭議員が全部傍聴しまして、私どもはその提言のほうも読ませていただいたわけなんですけれども、その感想といいますか、全く本当に時間も労力も無駄だったのではないかということをおどもの会派では言わせていただいた経緯があります。こういう正式な場では、初めてこの場で私から言わせていただいているんですけれども、新聞などでも、今度、練馬区が初めて区として具体的なことを、一般や学識経験者、専門家の方から、二十三区で初めて事業仕分けという形でしっかりやるようだみたいなことが書かれていまして、そのときに、世田谷区の場合は全く抽象的だったというような論評もありましたが、全く同じ感想をおどもの会派でも持っています。

そういうことで、それ以上詳しいことは議会なり決算委員会なりで取り上げようと



思いますけれども、一応報告が出たので、会派としての感想といえますか、これに対して質問しても何か答えが得られるとは思いませんので、それはまた後日、必要な場面でと思いますが、一言、会派としての意見というか感想を述べさせていただきます。

-----

○宍戸 委員長 続いて、(5)「世田谷区における外郭団体改善の取組み推進状況（平成二十一年度実績）案」について、理事者の説明をお願いします。

◎小田桐 政策企画課長 「世田谷区における外郭団体改善の取組み推進状況」につきまして、平成二十一年度の実績を含めたものが取りまとめられましたので、今回ご報告をさせていただきます。

例年、これまでやってきた内容でございますが、同様に対象団体としましては事務要綱に規定する十三団体の推進状況でございます。

主な内容でございますが、現在の世田谷区の外郭団体の経営状況、人員状況等をご説明している部分、それから、十七年度から二十一年度までの改善の成果を整理して載せさせていただいた部分、改善計画の推進状況（平成二十一年度実績）を記入したもの、主な内容は以上三点になってございます。

冊子のほうをちょっとごらんいただきたいんですが、一枚めくっていただきますと目次が書いてございまして、一番下に書いてある参考の部分、八九ページ以降については、これまでの外郭団体改善方針に基づく取組みの方向性等についてという文書並びに世田谷区の公益法人制度改革ガイドライン、外郭団体改善に向けた取組みについて、以上の三点を参考の資料として載せてございます。これに基づきまして取り組んでいる改善の推進状況という整理になってございます。

お配りしました資料にお戻りいただきたいんですが、公表の方法でございますけれども、区のホームページに掲載するとともに、区政情報センター、区政情報コーナー等に閲覧用の冊子を備えるということで、区民の方にも広くごらんいただくことにし

てございます。

今後は、この改善の取組みの一環としまして、実施計画・行政経営改革計画等を見直すこととしてございます。このため、「改善計画（二十三年度）」につきましても、これを反映した計画を策定した上で、改めて二十三年四月に公表させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

-----

○宍戸 委員長 続きまして、(6)区ホームページのトップページの変更等について、理事者の説明を求めます。

◎久末 広報広聴課長 区ホームページのトップページの変更等についてご報告いたします。

主旨でございますが、区のホームページの拡充の一環といたしまして、トップページのデザインを変更いたします。これにあわせて広告欄を設け、広告を募集いたしますので、ご報告いたします。

初めに、トップページの変更箇所についてご説明申し上げます。二枚目のトップページが印刷されている別紙のほうをごらんください。一点目といたしましては、中央、真ん中辺にございます生活ガイドの項目でございますが、今までは項目だけしか記載されていなかったものが、その下にどのようなものがこの項目の中に該当するのかという例示を挙げてございます。

二点目といたしましては、左上の箇所、「よく見られているページ」といたしまして、よく見られているページの上位の項目を挙げております。実際に閲覧数が多いペ

ージを載せ、探しやすくなっております。

三点目といたしましては、右下にございます「よくあるお問い合わせ」です。これは電話のせたがやコールへの問い合わせが多いものを回答とともに掲載しています。手続など具体的な質問と回答が掲載されております。

四点目は一番上の検索枠なのですが、今までより枠を大きく見やすくいたしまして、検索機能を有効に活用していただくというものです。

五点目は、そのほかレイアウトを多少変更したり、同じような項目をまとめたりいたしました。特によく利用されているけやきネットや粗大ごみの申し込みなどはインターネットを使って申し込む方が多いので、見やすい場所、右上のほうに移動いたしました。

また、全体といたしましてわかりやすい言葉遣いを使っております。例えば、先ほどの「よく見られているページ」などは、ホームページによってはアクセスランキングなどと言われていることが多いんですけども、余りホームページをご利用されない方に対しても何が言いたいのかということがわかりやすいような言葉遣いで掲載をしております。

続きまして、3の広告の募集についてご説明いたします。今回のホームページのトップページの変更に伴いまして広告掲載の枠を設定いたしました。このトップページの下の方、広告・PRという欄なんですけれども、ここに、ホームページの広告は、広告自体ではなく、バナー広告と一般的に言われていますが、見出しというか、その会社名ですとかそういうのが書かれておまして、そこから個々の会社のホームページにリンクされて飛んでいくような形になっております。トップページの下の方に四掛ける四の十六社掲載できる様式にしております。

広告料なんですけれども、月単位で申し込むことができ、月額、一カ月二万円と設定いたしました。この金額につきましては、現在、二十三区中十三区がホームペー

ジにこのバナー広告を掲載しておりますが、その十三区のうち十二区が二万円という設定になっており、二万円が相場であろうということから設定をしたものでございます。

これらのスケジュールでございますが、本日、新しいホームページのほうに切りかえを行って、同時に広告募集を開始いたします。実際にこの枠に広告が掲載されるのは十一月からになっております。この広告の募集の方法なんですが、九月十五日の「区のおしらせ」、それからホームページ、産業政策部、産業振興公社、東京商工会議所世田谷支部共同発行の「せたがやエコノミックス」九月十五日号というのがあるんですけれども、こちらのほうが会社向けとなっておりますので、このような形でPRを行ってまいりたいと考えております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆上島 委員 我が会派も、こういったことをやっていくべきだということもこれまでも言ってきたんですけれども、広告掲載基準が非常に重要だということもあわせて言わせていただきました。今回、それに基づいて選定するというふうには記載されているんですが、その内容についてまだ報告は出ていないと思うので、これについて何か文書等があるんでしたら出していただきたいと思えますし、もし今簡単に説明できるようでしたら説明していただきたいと思えます。

◎久末 広報広聴課長 広告掲載基準につきましては、今までも便利帳などの広告選定の際にも利用してはいたんですけれども、一般的な基準というのがございまして、例えば広告が世田谷区のホームページに掲載されるに当たって、法令とか条例に違反していないこととか、また違反するおそれがないもの、それから広告掲載物の公共性、品位を損なうおそれがないものですか、公序良俗に反さないものとか、そういうよ

うな一般的なこと。

それから次に、広告主に関する基準というのもございまして、これは契約の際なんかの基準を参考にしているんですけども、そのこの広告主の会社さんが民事再生法に規定する更生会社、もしくは開始前会社でないことですか、指名停止の措置を受けていないことですか、行政指導を受けて、その行政指導に従った改善をしていないことなどを規定しております。

最後に、広告の個々の表現に関する基準といたしましては、これも一般的な基準になるとは思うんですけども、差別を助長するおそれがある表現を含まないですか、人の名誉を毀損しないですか、それから、広告によって人を惑わせ、不安を与えるおそれがあるなど非科学的な表現とか迷信に基づく表現を行わないですか、いたずらに購買心をあおる表現をしないですか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものは除くですか、そういうような基準を設けた上で、広報広聴課のほうで選定していくというような流れになっております。

◆上島 委員 これまでもそういう基準があったということですけども、またホームページでの掲載というと、他の自治体でもいろいろ課題が出ているやに聞いておりますので、その辺、しっかり踏まえていただきたいと思います。特に区の公的なところに載っているものだからということで、皆さん安心して、多分そちらのところと契約を結んだりいろいろ何かあったりとか、そういうことが出てきたときに問題が生じますと、それは区民にとっても余り好ましくないことですから、その辺、誤解が生じないような、選定する委員がいらっちゃって、その辺はきちっとやるということでしょうから、その辺、ぜひ気を配って、選定についてはやっていただきたいというふうに思います。

あと、またちょっと違う話なんですけど、今回、十六社分ということで、多分、これは百社が来た場合、いつも十六社同じものが載っているのではなくて、開くたびに会

社が変わるという形式だと思っんです。そのときに、例えば民間のサーチエンジンとか、こういうウェブサイトですと、その人がどういうものをクリックしたとか、どういうものをサーチしているかということとあわせて広告を切りかえていくようなサービスを付加することで、広告の質を上げていくというんでしょうか、広告のレベルを上げていくということをやっていくんですが、今回、民間のサーチエンジンも多少組み入れているというふうに聞いていますけれども、その辺はどのような工夫をされる予定なのかお聞かせください。

◎久末 広報広聴課長 十六社につきましては、一カ月二万円という広告料をいただいている関係から、これは百社が順繰りではなくて、十六社という選定を行ってまいります。その優先順位なんですけど、これもちょっと掲載基準のほうで考えているんですけども、たくさん来た場合は、区内に本社、本店等の活動拠点を有するもの、民間企業さんでも公共的性質を有するものというような順位を設けて、同じようなレベルにあった場合は抽せんということを考えております。ただ、場所につきましては、やっぱり右上のほうがいいというようなこともありますので、その辺は工夫してまいりたいと思っております。

◆平塚 委員 素朴な疑問なんですけれども、これは今、A4縦なんですけど、画面は普通は横ですよ。

◎久末 広報広聴課長 これはスクロールをしなければ下まで出てきませんので…  
…。

◆平塚 委員 広告が出てこないということですね。

◎久末 広報広聴課長 はい。現在、最初の画面は真ん中よりちょっと上ぐらいというふうに考えております。

◆平塚 委員 あともう一つは、文字が今までより小さく感じるんですが、そんなことはないですか。

◎久末 広報広聴課長 文字につきましては、一番上で文字の大きさを変えられることができまして、それによって使いやすさを選んでいただきたいというふうに考えております。

◆市川 委員 ちなみに、このデザイン変更にかかった経費を教えてくださいませんか。

◎久末 広報広聴課長 トップページのデザイン変更につきましては四十七万二千五百円でございます。広告機能はまた別の契約でございます、会社の申し込みがあってからそれを載せていくという形になるんですけれども、現在、七十五万円程度を想定しております。

◆市川 委員 今のお話だと、この広告・PR欄を募集して、ここに張りつけていく経費がほかに七十五万円かかるという、こういうことですか。

◎久末 広報広聴課長 広告の枠を現在つくっております。現在、この印刷物においては色がついているんですけれども、実際のホームページはまだ真っ白の状態なんです、ここに現在載せられるという枠をつくっておりますのと、実際にそのバナーを張りつけていく作業がこれから発生しますので、それを合わせて七十五万円程度というふうに今見込んでおります。

◆田中 委員 今の関連なんですけれども、そのバナーを張りつけるというのは契約が変わりますよね。また新たな会社の広告が入るんですが、毎回毎回その経費がかかるんですか。

◎久末 広報広聴課長 七十五万円全体はかからないですけれども、トップページを変えるのに関しましては多少費用は発生してくると予定しております。

◆田中 委員 バナーの入れかえ作業は幾らというのは今わからないのでしょうか。収入が全部埋まったって三十二万円なんですけれども、実質的にはどのぐらい入るのかなというのがちょっと気になります。

◎久末 広報広聴課長 きょう持ってきておりませんので、一件幾らかかるかということは後でご報告させていただきたいと思います。

◆田中 委員 わかりました。じゃ、それはまた後で教えていただけたらと思います。

もう一点別件ですが、「よく見られているページ」とかそういう表現はすごくいいと思うんですけれども、アクセスのページというのが、ここは日によって変わっていくと思うんですね。変わらないのもあるでしょうし、アクセス数が多いのはその時々で変わる場合もあると思うんですが、どの程度で更新するんですか。毎日のアクセスで更新していくのか、一週間なのか一カ月なのか。

◎久末 広報広聴課長 現在のホームページのシステムは、「よく見られているページ」というのは普通はアクセスランキングが自動更新されるシステムが多いんですけれども、区のホームページのCMS機能ですと非常に古くて、その自動更新のシステムがまだ組み込めないで、今現在手作業にしております。手作業ですので、私どもで基準を決めて、一週間ですとか二週間とか、そんなに大きな変化は余りないようなんですが、基準を決めて掲載を変えていきたいというふうに考えております。

-----

○宍戸 委員長 次に、(7)平成二十二年度区民意識調査の結果について、理事者の説明を願います。



◎久末 広報広聴課長 続きますして、平成二十二年度の区民意識調査の結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

お手元には概要版と調査結果の冊子をお配りさせていただいております。今回の調査でございますが、調査期間は平成二十二年五月二十九日から六月十四日、対象といたしましては区内在住の二十歳以上の男女二千人を抽出し、調査票を事前に郵送配布の後、調査員による訪問回収、このような形で実施してございます。

回収結果でございますが、有効回収数は千三百七十四人、回収率は六八・七%でございます。

本年度の調査項目といたしましては、①から⑤につきましては、定住性、区政、職員対応、区政の取り組み、基本計画・実施計画、これらにつきましては経年調査を行っております。そして、本年度の単年度調査項目といたしましては⑥以降、広報、仕事と生活の調和、消費生活、健康づくりの意識、食の安全・安心、交通政策、豪雨対策、これらについて調査をいたしました。

主な調査結果でございますが、概要版の二ページをごらんいただきたいと思います。二ページにつきましては定住性ということで調査をさせていただいておりますが、地域における日常での困り事につきましては、道路が狭くて危険、カラスなどの鳥獣による被害、車などの交通が激しい、放置自転車が多くて迷惑、住宅が密集し過ぎているの順になっており、昨年度の一位から五位までとは同じ順番になっております。

次に、三ページの区が積極的に取り組むべき事業でございますが、これも上位五位までは昨年度と変更がございません。防犯・地域安全の対策、高齢者福祉、災害に強いまちづくり、自然環境の保護、児童（保育）福祉ということになっております。

次に、五ページをお開きください。二十一年度に世田谷区が行いました施策のうちの認知度と評価度についての調査を行っております。

まず認知度につきましては、学校の耐震補強と一部改築が三四・一%で最も高く、

次いで住宅・建築物の耐震支援制度とがやリン（レンタサイクル）の拡充がともに二九・八％となっております。

次に、評価度でございますが、よい取り組み、どちらかといえばよい取り組みだと思ふ評価が、学校の耐震補強と一部改築で八八・二％、あんしんすこやかセンター機能の充実が八六・四％、住宅・建築物の耐震支援制度が八五・四％と続いてございます。

続きまして、単年度の調査項目でございますが、各所管が事業を進める上で、区民の意向を知る手段として必要であると考える項目をいただき取り上げております。今年度は、先ほどご説明いたしました七項目についてご意見をいただきました。

ここですべてをご紹介することはできないんですけれども、例えば七ページの広報についてでございますが、区のおしらせ「せたがや」の閲覧状況とよく読む記事ということで、「区のおしらせ」を全体的に漏れなく読む、必要なところだけを読むを合わせて五九・八％、余り読まない、全く読まないが合わせて三九・九％となっております。

また、エフエム世田谷で知りたい内容につきましては、地域情報が三六％、安全・安心、災害情報関連が三一・六％という結果になります。

これらの調査結果につきましては、九月十五日号の「区のおしらせ」に概要の一部を掲載するほか、ホームページ、区政情報センター、区政情報コーナー、図書館、出張所、まちづくりセンターなどに備え、区民の方に見ていただくことになっております。

報告は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○宍戸 委員長 続きまして、(8)平成二十二年国勢調査の実施について、理事者の説明を求めます。

◎小野村 研修調査室次長 去る五月二十六日の当委員会でご報告以降、鋭意作業に取り組んでまいりまして、十月一日を基準日とする調査の準備が整ったところでございます。

まず1の調査員説明会につきましては、四千六百名の調査員に対しまして、昨日から開始いたしまして十五日までの土日を除いた十一日間で行います。それから、実施回数としては百四十回、区内の施設七十七カ所を使いまして実施する予定でございます。

それから、あとコールセンターの開設でございますけれども、調査に関しましていろいろと区民等からのお問い合わせがございますものですから、コールセンターを開設いたします。まず世田谷区のほうでは、国勢調査お問合せ窓口、総務省のほうでは国勢調査コールセンター、あと東京都におきましては外国人相談窓口ということで、記載の開設期間、時間ということで、こういったコールセンターを開設いたします。

それから、広報活動でございますけれども、「区のおしらせ」の九月十五日号の一面特集、区のホームページ、あと公共施設等にポスター掲示等により周知をいたします。それから、調査員にお願いいたしまして、九月二十日から二十二日にかけて「調査のおしらせ」、これからありますよという、そういうリーフレットを配布する。それから、調査票提出期間終了後の十月八日から十日にかけて、これは礼状というふうに申しておりますけれども、お忘れの方がいらっしゃるかもしれないので、提出のお願いも含めた礼状をお出しすることで、広報活動ということで展開したいと思っております。

調査のスケジュールでございますけれども、今、これまで触れたスケジュール以外のところで申し上げますと、九月二十三日から三十日の間に調査票を各世帯のほうに配布させていただきます。十月一日を基準日といたすわけですけれども、一日から七日の間が調査票の提出ということで、前回の委員会でもご報告申し上げましたが、今回は郵送を原則といたしますか、それを勧奨いたします。郵送ということなので、大体郵送で送られてくるのが多いと思いますけれども、場合によっては回収もいたしまして、一日から七日の間が提出・回収期間。それから、十二日から十八日の間は、これは直接回収があったものについて、調査員の方々に出張所あるいはまちづくりセンターにお届けいただく期間でございます。それが終わりましたらば、十一月から来年の三月にかけて調査書類の審査・整理、あるいはデータの東京都への提出といったようなことが行われる運びになっております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○宍戸 委員長 続きまして、(9)「債権管理重点プラン」の推進状況について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 「債権管理重点プラン」の推進状況につきましてご報告申し上げます。

本件は、五常任委員会にご報告させていただいております。

1の主旨でございますが、区では、平成二十年から二十三年度を計画期間とする「債権管理重点プラン」を平成二十年九月に策定いたしまして、債権管理の適正化と収納率の向上に取り組んでまいりましたが、その二十一年度の取り組み成果と今後の取り組みに関する推進状況をご報告するものでございます。

世田谷区の全債権の収入未済額は、平成十年度以降減少傾向にございましたが、平成二十年度から増加に転じまして、平成二十一年度におきましても約百七十七億円と前年度比五億円の増となりました。債権管理をめぐる環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、区政運営の基盤となる財源を確保し、負担の公平・公正性を確保するためにも、本「債権管理重点プラン」に基づきまして、滞納の予防や債権回収に向けた具体の取り組みを着実に進めてまいります。

プランの概要でございますが、(1)にプランの基本的な考え方を記載してごさいます。

(2)に平成二十二年度以降の取り組みにつきまして記載がごさいます。①といたしまして、コンビニ収納の利用促進、新たな納付手段の検討など納付環境の利便性向上、②といたしまして、弁護士と連携した研修、債権管理マニュアルを活用したノウハウの共有化と、財産調査結果等の公法上の債権間での情報の共有化、③といたしまして、弁護士による私債権の整理・回収、④といたしまして、電話催告センターの活用、⑤といたしまして、民間事業者の持つ専門性、ノウハウの活用、こういった五つの取り組みを掲げてごさいます。

添付してごさいますプランの推進状況をごらんください。二ページには、平成二十一年度における債権の状況につきまして、収入未済額、収納率の前年度との比較を含めまして記載してごさいます。

四ページをお開きください。四ページ、五ページにつきましては、平成二十一年度の主な取り組み実績を記載してごさいます。

六ページ、七ページをごらんください。平成二十二年度以降の取組みの柱を五点記載してごさいます。

八ページ以降につきましては、区が保有する債権のうち主な公法上の債権と多額の収入未済を持つ私法上の債権といたしまして九つの債権を掲げまして、それぞれにつ

いて具体的な取り組みを八ページ以降記載してございます。

例といたしまして、一〇ページをお開きください。各債権を見開きで記載してございます。一〇、一一ページは特別区民税でございますけれども、左側のページに二十一年度までの収納の現況について推移と目標及び実績を記載しまして、また、右ページに二十一年度実績に対する評価、それを踏まえた目標実現に向けた取り組み、これを記載してございます。以降、九つの債権につきまして同様な形で、具体的な目標を定め取り組むこととしてございます。

なお、本プランにつきましては、十月に区のホームページに掲載いたしまして公表する予定であります。

ご報告は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたらお願いいたします。

◆ [菅沼](#) 委員 これは特別区民税だとか、保険だとか、保育園だとかいろんなのがあるけれども、何で保育園のやつが一〇〇%にならないの。大体所得によって既に保育料は変わっているし、大体ゼロ歳なんて四十万円ぐらいかけているわけでしょう。入りたい人がたくさんいるわけでしょう。払えない人は出てもらえばいいじゃないの。

◎岡田 経理課長 特にこういったサービス提供に対する対価的な要素のあるものにつきましては一〇〇%を目指すべきものと考えます。この間、保育課におきまして徴収努力をした結果、それなりの効果は上げているものと認識してございます。ただ、今お話のございましたように、それぞれ所得に応じた設定をしてございますので、一〇〇%を目指していかなければいけないものと考えてございます。ただ、これの未納のお子さんを退所させることについては、厚生労働省のほうで違法であるということで、そういう見解が出てございます。

◆ 菅沼 委員 何で違法なの。入りたい人がたくさんいて、同じ点がたくさんいるんだから、かえるのが何で違法なの。所管が違うからわからないか、悪い。

◎岡田 経理課長 特定の自治体でそういう取り組みをしたところ、是正指導が入ったというふうに聞いてございます。

◆市川 委員 いろんな取り組みをされて、結果が出ている部分もあれば、なかなか難しい部分もあると思うんですけれども、平成二十一年度の主な取組み実績の(3)滞納整理の強化とインターネット公売の実施で、「自動車等の差押えのためにタイヤロックを行った」という項目があるんですが、これは何台ぐらいタイヤロックを行って、そのタイヤロックをしたことによって効果があったのかどうかというのをちょっと教えてくださいませんか。

◎岡田 経理課長 申しわけございません。タイヤロックの件数までは把握してございませんので、後ほどご説明させていただきます。

-----

○宍戸 委員長 (10)その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

-----

○宍戸 委員長 ほかになければ、これで報告事項を終わります。

-----

○宍戸 委員長 次に、2協議事項に入ります。

次回委員会についてですが、外郭団体の報告を聴取するための委員会をあす、九月三日金曜日午前十時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、あすの委員会には事前に配付しました経営状況に関する書類を必ず持参くだ

さるようお願いいたします。

以上で協議事項を終わります。

---

○宍戸 委員長 その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十一時四十三分散会

---

署名

企画総務常任委員会

委員長